

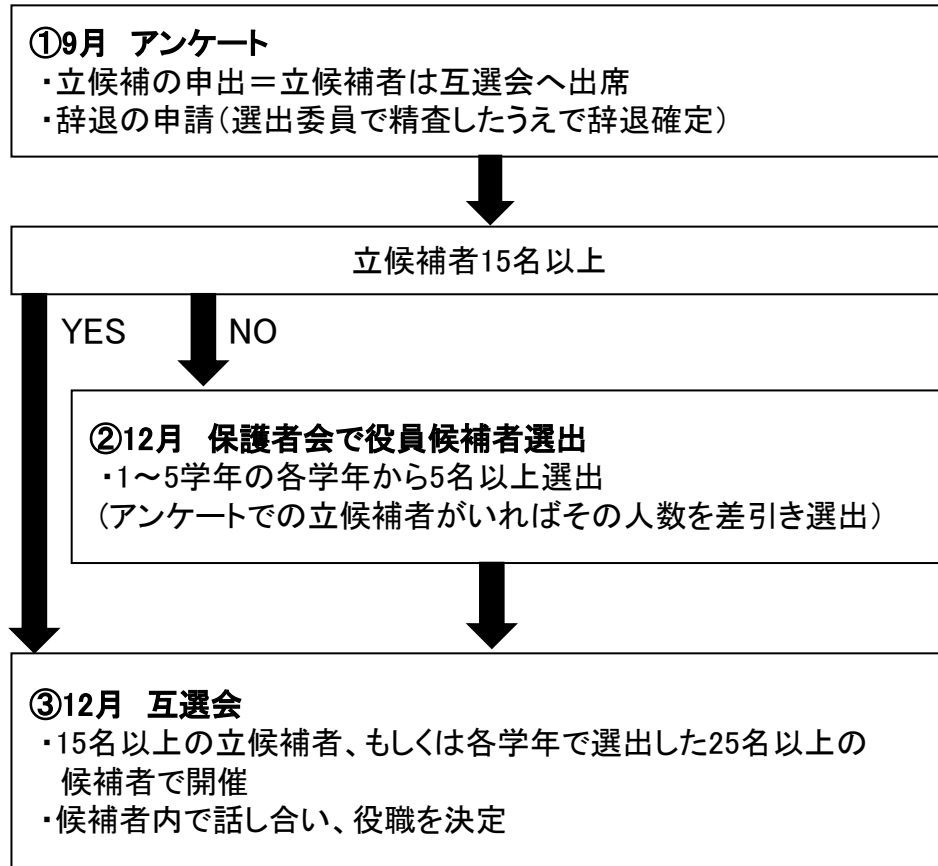
役員選出に関するQA

役員選出方法と、選出に関する疑問をまとめましたので、ご一読ください。

選出対象の役員

- PTA事務局役員(会長1名 副会長2名, 庶務3名, 会計2名)
 - 会計監査(2名)
 - 地区三役(委員長1名, 副委員長2名)
 - 控え(2名)
- 計15名

PTA役員選出方法



役員選出QA

<アンケートに関するQA>

- Q1 立候補する時、役職は選べるの？
A1 選べません。互選会において候補者内で話し合い、役職を決定します。
- Q2 どんな人に辞退権があるの？
A2 過去にPTA事務局役員、地区三役、広報委員長・副委員長をされて、アンケートで辞退権を申請した方です。過去に規定の役員を経験していれば辞退権があり、末子の卒業まで辞退権を行使できます。
- Q3 自分や家族の健康に関する理由等でどうしても出来ない場合は？
A3 アンケートで辞退の受付をします。選出委員会で精査し認められた場合のみ、例外的に辞退できます。承諾された申出は、次年度の委員選出(年度はじめの保護者会で実施)の際も有効となります。

<保護者会での役員候補者選出に関するQA>

- Q4 どうやってPTA役員候補者を選出するの？
A4 12月の保護者会終了後、学年ごとに集まり立候補が無ければくじ引き(抽選)で決めます。欠席された方も抽選の対象です。
- Q5 兄弟がいる場合はどうするの？
A5 兄弟のいるご家庭は、すべての学年で抽選を行ってください。(いずれかの学年ですでに候補者になった場合は、次点の方に順位が移ります)
- Q6 なぜ役員候補の15名ではなく、25名を選出するの？
A6 立候補者がいない場合はくじ引きで候補者を選出しますが、15名だと役員になることが確実となってしまうため、定員よりも多く候補者を選出し、互選会で話し合っ決めてする方法をとっています。

<互選会に関するQA>

- Q7 なぜ立候補で役職を指定できず、互選会で決めるの？
A7 希望の役職に偏りが出してしまうため、1年間役員を引き受けてくださる役員候補者に互選会に参加いただき、話し合いによって役職を決める方法をとっています。
- Q8 なぜ地区三役も互選会で選出する事になったの？
A8 以前は地区委員内で三役を選出していましたが、家庭数のばらつきにより三役は家庭数が少ない地区から複数回選ばれる傾向だった為、全家庭から地区三役を公平に選出できるよう互選会にて選出することになりました。